

平成 28 年 6 月 8 日

各位

西日本シティ銀行

「西日本シティ生体認証 IC キャッシュカード特約」改定のお知らせ

西日本シティ銀行は、「印鑑レス取引」の開始に伴い「西日本シティ生体認証 IC キャッシュカード特約」を改定します。

1. 改定の内容

改定箇所	改定前	改定後
2. (生体認証)	(1) 生体認証とは、当行との銀行取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、生体認証 IC カードに当行所定の機器、操作および手続きにより当行の認めた利用者の手指(2本)の静脈パターン(以下「生体認証データ」といいます。)を記録し、これを照合可能な当行所定の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)、自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。)、現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)(以下これらを総称し「生体認証対応自動機」といいます。)により当該利用者の指静脈パターンと照合することにより、認証を行うものをいいます。	(1) 生体認証とは、当行との銀行取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、生体認証 IC カードに当行所定の機器、操作および手続きにより当行の認めた利用者の手指(2本)の静脈パターン(以下「生体認証データ」といいます。)を記録し、これを照合可能な当行所定の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)、自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。)、現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)、 <u>当行本支店の窓口に設置された所定の機器</u> (以下これらを総称し「 <u>生体認証対応機器</u> 」 <u>と</u> いいます。)により当該利用者の指静脈パターンと照合することにより、認証を行うものをいいます。
4. (生体認証の対象預金)	(1) 生体認証の対象とすることができる預金口座は、西日本シティ IC キャッシュカードの発行口座となる普通預金口座とします。	(1) 生体認証の対象とすることができる預金口座は、西日本シティ IC キャッシュカードの発行口座となる普通預金口座、 <u>およびその普通預金口座を含む総合口座の定期預金口座と</u> します。
5. (生体認証の利用範囲)	生体認証対象口座の預金に関し、払戻し(預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。)または解約をする場合は、当行所定の窓口にて生体認証データの照合が必要となります。	生体認証対象口座の預金に関し、払戻し(預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。)または解約をする場合は、 <u>当行所定の方法により</u> 生体認証データの照合が必要となります。
6. (生体認証データの照合)	(2) 上記の取引について、当行は生体認証データについて当行所定の生体認証対応自動機によって同一性が認定され(以下「生体認証データの一致」といいます。)、かつ入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に払戻し等を行います。ただし、生体認証対応自動機で生体認証口座の解約は行えません。生体認証データの一致を確認して取扱った時には、払戻請求書等の書類について、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。	(2) 上記の取引について、当行は生体認証データについて当行所定の生体認証対応機器によって同一性が認定され(以下「生体認証データの一致」といいます。)、かつ入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に払戻し等を行います。 <u>(削除)</u> 生体認証データの一致を確認して取扱った時には、払戻請求書等の書類について、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

2. 実施日

平成 28 年 6 月 10 日

改定後の新规定は改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。
以上